

EU会計基準とのコンバージェンス、期限延期？

制度調査部
吉井 一洋

2012年まで延期の可能性も

【要約】

EUで資金調達する日本企業は、2009年から国際会計基準又はこれと同等の会計基準の適用が求められる。

わが国では、これに備え、2008年に主要な基準のコンバージェンスが終了するよう会計基準の見直しが進められているところである。

しかし、CESRは2007年5月30日、2009年という期限を延長する提案を行っている。状況によってはEUとのコンバージェンスの期限がさらに延長される可能性がある。

EUは、2005年から域内の上場企業に対しては国際会計基準（現在はIFRS-国際財務報告基準）に基づく連結財務諸表の作成を義務付けている。2007年からは、この取扱いは日本企業を含むEU域内で公募又は上場するEU域外企業にも適用することとされた。その場合、EU域外企業は、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成するか、もしくは国際会計基準と同等と認められる会計基準に基づき財務諸表を作成しなければならないこととされた。つまり、日本企業にとっては、日本の会計基準が国際会計基準と同等と認められれば、日本基準により作成した財務諸表をEUで使用できることとなる。

2005年7月には、CESR（欧州証券規制委員会）から、日本、米国、カナダの会計基準が同等性評価に関する報告書が公表され、日本は26項目について調整が必要とされた。同等性評価の最終決定はEC（欧州委員会）が行うが、CESRはECに対して技術的な助言を行うよう求められている。

その後、2006年4月24日、ECは、日本、米国、カナダの会計基準を使用するEU域外企業について、国際会計基準（又は国際会計基準と同等と認められる会計基準）の適用を義務付ける時期を2009年まで2年間延期することとした。

今後のEUの同等性評価に向けたスケジュールは下記のとおりである。既に今年に入って、関連の報告書がいくつか公表されている。

| | |
|------------|---|
| 2007年3月6日 | C E S Rが、日米加の会計基準設定主体の作業工程表、同等性評価の定義、その他の国の会計基準リストについて、E C (欧州委員会)に助言 |
| 2007年5月30日 | C E S Rが、同等性評価の決定メカニズムに関し、E C (欧州委員会)に助言 |
| 2007年7月12日 | E Cによる日米加の会計基準設定主体の作業工程表等の欧州証券委員会と欧州議会への最初の報告 |
| 2008年1月まで | E Cは、同等性評価のメカニズムを決定 |
| 2008年4月まで | E Cによる欧州証券委員会と欧州議会への最終報告 |
| 2008年6月まで | E Cは同等性評価を決定 |
| 2009年1月から | I F R S又は同等の会計基準の適用開始 |

このうち、2007年5月30日の報告書では、C E S Rが、同等性評価のメカニズムに関してE Uに対し助言を行っている。その報告書の中で、C E S Rは、国際会計基準とのコンバージェンスに向けて注力している国の会計基準を用いている域外企業に関しては、(監査や執行面も含め)一定の要件を満たす場合、I F R S又は同等の会計基準の適用開始時期を2009年から、さらに延期することを提案している。ただし、その場合でも、2012年を超えて延期されることのないよう求めている。

適用時期を延期するか否かは、E Cが決定するが、C E S Rがこのような提案をしたことから、E U会計基準とのコンバージェンスの期限が、延期される可能性が出てきている。今後の議論が注目されるところである。